

水産基盤整備調査事業補助金交付要綱

平成13年4月13日付け12水港第4494号
知事あて 農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和3年4月1日2水港第2367号

第1 農林水産大臣は、水産基盤整備事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、水産基盤整備調査事業実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4362号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する水産基盤整備調査事業及び当該事業に係る事務（以下「事業等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業等及びその事業等に要する経費に対する補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

事業の区分	補助率
1 都道府県が行う水産基盤整備調査事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内
2 市町村が行う水産基盤整備調査事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内
3 市町村が行う水産基盤整備調査事業に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内

第3 第2の表の事業の区分の欄に掲げる事業等に要する経費は、相互に流用してはなら

ない。

第4 適正化法第5条に基づき、この要綱に定める補助金等の交付を申請しようとする者は、農林水産大臣（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）が毎年度別に定める期日までに申請書（別記様式第1号又は様式第2号）を農林水産大臣（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した各事業主体について、次の条件に従わなければならない。

（1）補助事業者は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（2）補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により上記の事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第5 農林水産大臣は、第4の規定による申請を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長に通知する。

第6 都道府県知事は、規則第3条第1号の規定により農林水産大臣（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）の承認を受けようとする場合は、申請書（別記様式第3号又は様式第4号）に関係書類を添えて、農林水産大臣（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

第7 農林水産大臣は、第6の規定による申請を受け、規則第3条第1号の規定により承認した場合には、北海道開発局長に通知するものとする。

第8 規則第3条第1号イ及びロの規定により、農林水産大臣が定める軽微な変更は、補助金交付申請書の記載事項のうち、次に掲げるとおりとする。

1 調査地域の位置変更以外の変更

2 調査地域ごとに要する経費の配分の変更で、次に掲げるもののいずれにも該当せず、かつ、その変更により当該事業に要する経費に対する国の補助金の額が増加することとならないもの

（1）費目（自然条件調査費、社会条件調査費、経済条件調査費、環境影響評価調査費、計画設計調査費等）の新設又は廃止

（2）費目ごとに経費の額の増加を伴うもので、その増加額が当該経費の額の100分

の 20 を越えるもの

第 9 都道府県知事は、規則第 3 条第 2 号の規定により農林水産大臣（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を農林水産大臣（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

第 10 補助事業者は、規則第 4 条の規定により申請を取り下げる場合、取り下げる理由を記載した書類を農林水産大臣（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

第 11 適正化法第 12 条の規定による報告は、補助金の交付があった年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）末日現在において事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までにこれを農林水産大臣（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号）に係る報告を農林水産大臣（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

第 12 規則第 6 条の実績報告書の様式は、別記様式第 6 号、様式第 7 号又は様式第 8 号のとおりとし、農林水産大臣（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

第 13 農林水産大臣は、第 12 の規定による報告を受け、適正化法第 15 条の規定により額の確定をする場合には、北海道開発局長に通知するものとする。

第 14 北海道開発局長は、第 4、第 6 及び第 9 から第 12 までの規定により北海道知事から書類の提出を受けた場合は、直ちに農林水産大臣に送付又は報告をするとともに、第 5、第 7 及び第 13 の規定により農林水産大臣から通知があった場合は、直ちに北海道知事にその通知文を交付しなければならない。

第 15 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した漁港施設（公共施設に限る。）及びその他の財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 前記の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

3 前記2により農林水産大臣の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第16 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業者は、補助事業が完了し、又は中止、若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事材料その他の物件が残存するとき、或いは補助事業の施工により付随的に発生した物件があるときは、農林水産大臣が別に定めるところにより遅滞なく品目、数量及びその金額を農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

第17 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

第18 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

1 この補助金にかかる法、令、要綱、要領に従うべきこと。

2 間接補助事業者は、間接補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した各事業主体について、次の条件に従わなければならないこと。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを間接補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 間接補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により上記の事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

3 間接補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、間接補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

4 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

5 前記4の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具（ただし、別

に定められた場合は、その額)について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、補助事業者の承認を受けたものとする。

6 間接補助事業者が前記5により補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあつたときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

7 間接補助事業者は、間接補助事業が完了し、又は中止、若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事材料その他の物件が残存するとき、或いは間接補助事業の施工により付随的に発生した物件があるときは、補助事業者が別に定めるところにより遅滞なく品目、数量及びその金額を補助事業者に報告し、その指示を受けなければならないこと。

第19 補助事業者は、前記第19の5により承認しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。

第20 補助事業者は、前記第19の6により間接補助事業者からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その(全部又は)一部に相当する額を国に納付しなければならない。

第21 補助事業者は、前記第19の7により間接補助事業者から報告があつた場合は、農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

第22 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、水産庁長官が別に定める。

附 則

1 漁港漁村調査事業補助金交付要綱(昭和63年7月13日付け63水港第1855号農林水産事務次官依命通達。)(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、平成12年度予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

平成21年度以前の予算に係る改正前の要綱に基づく事業等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日付け2水港第2367号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

様式第1号（第4関係、調査事業の場合）

令和 年度水産基盤整備調査事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長、
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

令和 年度において水産基盤整備調査事業を下記のとおり実施したいので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金等 円（補助事業等に要する経費 円）の交付を申請する。

記

事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業主体
- 3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業計画総括表

調査名	地域名	事業主体	事業費	調査工事費	間接補助事業に要する経費	補助事業に要する経費	補助率	負担区分				備考
								国費	都道府県	市町村費	その他	
			円	円	円	円		円	円	円	円	

備考

- 1 間接補助事業に要する経費欄には、間接補助事業についての負担区分の国費、都道府県費、市町村費及びその他欄の額の合計額を記載すること。
- 2 補助事業に要する経費欄には、直接補助事業については、負担区分の国費、都道府県費、市町村費及びその他欄の額の合計額を記載すること。
また、間接補助事業については、負担区分の国費及び都道府県費欄の額の合計額を記載すること。
- 3 負担区分（国費、都道府県費、市町村費、その他）欄には、事業費の欄の金額に対するそれぞれの負担金額を記載すること。

(2) 調査工事費

地域

費目	区分	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

備考

- ア 費目欄には、自然条件調査費、社会条件調査費、経済条件調査費、環境影響評価調査費、計画設計調査費等の別を記載すること。
- イ 区分欄には、地形測量、深淺測量、航空写真測量、汚染泥等分布及び堆積量測量、気象観測、潮位観測、波浪観測、潮流観測、流況観測、漂砂調査、土質調査、底質調査、ボーリング調査、生物学的条件調査、大気質調査、水質調査、漁獲調査、交通騒音調査、社会環境調査、港内静穏度調査、航路体系調査、施設老朽度調査、臨港交通体系調査、漁業体系調査、水産物流通・加工体系調査、流入河川調査、工法調査、土質試験調査、海水分析試験、汚染泥成分分析試験、地域利用計画・設計、構造物の配置計画・設計等の別を記載すること。
- ウ 調査内容に応じ、調査対象海域図、漁港区域及び事業実施箇所図、事業計画平面図等を添付すること。

4 事業の完了予定年月日

様式第2号（第4関係、調査指導監督費の場合）

令和 年度水産基盤整備調査事業調査指導監督費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあっては北海道開発局長、
 沖縄県にあっては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

令和 年度において水産基盤整備調査事業調査指導監督費補助金を下記のとおり実施
したいので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金 円（補
助事業に要する経費 円）の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容及び経費の配分
- (1) 調査指導監督費集計表

調査名	地域名	事業主体	事業費	算出基準	指導監督費 (補助対象額)	補助金	備 考
			円	%	円	円	

備考

事業費欄には、事業主体ごとの事業費を記載すること。

- (2) 調査指導監督費内訳表

種 別	科 目	金 額	構 成 比	使 途 内 訳
-----	-----	-----	-------	---------

	区 分	細 目			
			円	%	

備考

- 1 本表については、事業ごとに一括で作成すること。
- 2 種別欄には、人件費、職員旅費又は庁費の別を記載すること。
- 3 区分欄には、職員給料、職員手当等、旅費、需要費、役務費、備品購入費等の経費を記載すること。
- 4 細目欄には、普通旅費、消耗品費、通信運搬費、庁用器器具費等の経費を記載すること。
- 5 構成比欄には、金額欄の合計額に対する種別欄並びに区分欄及び細目欄に区分した金額の構成割合を小数点以下1桁の数字まで記載すること。
- 6 使途内訳欄には、区分欄又は細目欄の金額の算出方法又は主な品名等を記載すること。

3 事業の完了予定年月日

様式第3号（第6関係、調査事業の場合）

令和 年度水産基盤整備調査事業補助金交付決定変更申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長、
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知を受けた水産基盤整備調査事業について下記のとおり〔交付決定額を 円（補助事業に要する経費を 円）に・経費の配分を・内容を〕変更したいので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

- （注）1 補助事業等に要する経費及び補助金の額が増加する場合には、「交付決定変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付申請書」とする。
- 2 { } 書は、該当する事項を記入すること。ただし、中止又は廃止の場合は、{ } の記載を「中止（又は廃止）に伴い」とする。

記

事業計画変更書

- 1 変更の理由
- 2 事業主体
- 3 変更事業の内容及び経費の配分

(1) 変更事業計画総括表

調査名	地域名	事業主体	事業費	調査工事費	間接補助事業に要する経費	補助事業に要する経費	補助率	負担区分				備考
								国費	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円		円	円	円	円	

備考

前回交付決定の金額を上段()書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

(2) 変更調査工事費

地域

費目	区分	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

備考

前回交付決定の金額を上段()書すること。その他は、別記様式1号に準ずるものとする。

4 変更事業の完了予定年月日

様式第4号（第6関係、調査指導監督費の場合）

令和 年度水産基盤整備調査事業調査指導監督費補助金交付決定変更申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 北海道にあつては北海道開発局長、
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事 氏 名

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知を受けた水産基盤整備事業調査指導監督費補助金を下記のとおり変更したいので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第6の規定に基づき補助金を 円（補助事業に要する経費を 円）に変更交付されたく申請する。

（注）1 補助事業に要する経費及び補助金の額が増加する場合には、「交付決定変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付申請書」とする。

記

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の配分

（1）変更調査指導監督費集計表

調査名	地域名	事業主体	事業費	算出基準	指導監督費 (補助対象額)	補助金	備考
			円	%	円	円	

備考

- 1 事業費欄には、事業主体ごとの事業費を記載すること。
- 2 前回交付決定の金額等を上段に（ ）書すること。

(2) 変更調査指導監督費内訳表

種 別	科 目		計 画		変更計画		比較増 減	使 途 内 訳
	区 分	細 目	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	
			円		円		円	

備考

前回交付決定の金額等を上段に（ ）書すること。

- 3 変更事業の完了予定年月日

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和 年度水産基盤整備調査事業遂行状況報告書

令和 年度水産基盤整備調査事業の遂行状況を水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第11の規定に基づき報告する。

記

調査名	地域名	計画事業費	実績事業費	進捗率	残高 事業費	備考
		円	円	%	円	

様式第6号（第12関係、調査事業費の実績報告書）

令和 年度水産基盤整備調査事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長、
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

令和 年度水産基盤整備調査事業を下記のとおり実施したので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第12の規定に基づき報告する。

記

- 1 調査事業実績表
- 2 事業完了年月日
- 3 調査工事費実績内訳表
- 4 取得財産調書

1 調査事業実績表

調査事業実績表

調査名	地域名	事業主体	交 付 決 定			計 画				実 績				備 考		
			番 号	年 月 日	変 更 年 月 日	事業費	負 担 区 分				事業費	負 担 区 分				
							国費	都道府県費	市町村費	その他		国費	都道府県		市町村費	その他

備考

- 1 交付決定の変更年月日欄には、最終変更の年月日を記載すること。
- 2 計画（事業費、負担区分（国費、都道府県費、市町村費、その他））欄には、最終承認等のあった金額を記載すること。
- 3 複数の事業主体があるときは、施行者ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。

2 事業完了年月日

3 調査工事費実績内訳表

調査工事費実績内訳表

調査名		地域名	
-----	--	-----	--

事業主体	費目	区分	計 画		実 績		契約 年月日	契約 工期	工事 完了 年月日	検査 年月日	検査 員職 氏名	備 考
			数量	金額	数量	金額						
				円		円						

備考

- 1 費目欄、区分欄及び計画の数量、金額欄には、最終承認等のあったものを記載すること。
- 2 実績の数量、金額欄には、区分欄、計画（数量、金額）欄に対応して事業実施した実績の数量及び金額を記載すること。
- 3 契約年月日欄には、当初の契約年月日を記載すること。
- 4 契約工期欄には、契約した工期を記載すること。契約変更をしたときは、契約変更後の工期を記載すること。
- 5 工事完了年月日欄には、工事完成届に基づく工事完了年月日を記載すること。

4 取得財産調書

取得財産調書

名 称	形状寸法	数量	単価	価格	検収(取得) 年 月 日	耐用年数	備 考
			円	円			

備考

名称欄には、機械、器具名を記載すること。

様式第7号（第12関係、調査指導監督費の実績報告書）

令和 年度水産基盤整備調査事業調査指導監督費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔北海道にあつては北海道開発局長、
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

令和 年度水産基盤整備調査事業調査指導監督費補助金を下記のとおり実施したので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第12の規定に基づき報告する。

記

1 調査指導監督費集計表

調査名	地域名	事業主体	事業費	算出基準	指導監督費 (補助対象額)	補助金	備考
			円	%	円	円	

備考

事業費欄には、事業主体ごとの事業費を記載すること。

2 調査指導監督費実績集計表

調査名	地域名	事業主体	事業費		調査指導監督費 (補助対象額)		補助金		交付決定 番号 年月日	備考
			計画	実績	計画	実績	計画	実績		

			円	円	円	円	円	円		
--	--	--	---	---	---	---	---	---	--	--

備考

交付決定、番号、年月日欄には、最終の交付決定番号、年月日を記載すること。

3 調査指導監督費実績内訳表

種 別	科 目		計画額	実績額	比較増減(△)	構成比	使 途 内 訳
	区 分	細 目					
			円	円	円	%	

備考

本表については、別記様式第2号の記の2の(2)の調査指導監督費内訳表に準じて記載すること。

4 事業の完了年月日

様式第8号（第12関係、繰り越した場合）

令和 年度水産基盤整備調査事業年度終了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長、
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定の通知を受け翌年度へ繰り越した水産基盤整備調査事業の会計年度が下記のとおり終了したので、水産基盤整備調査事業補助金交付要綱第12の規定に基づき報告する。

記

- 1 事業実績総括表
- 2 調査工事費実績内訳表

（注） 様式は、様式第6号に準ずる。

